

令和8年度第1回山口県食の安心・安全審議会 概要

1 日 時 令和8年7月31日（金） 14:00～15:30

2 場 所 県庁4階 共用第3会議室

3 出席者 11名（欠席1名）

4 会議録

議 題：山口県食の安心・安全推進基本計画（第4次改定版）骨子案について

（1）「山口県食の安心・安全推進基本計画」の改定について

委 員：食を取り巻く環境の変化として気候変動が気になっている。特に猛暑により食中毒リスクは今後高まるのではないかと考える。事業者だけでなく、消費者に対する対応の強化も必要ではないか。

事務局：ご指摘の通り今後発生しうる課題であるため、対応を検討してまいる。

委 員：食中毒対策で重要なのは「つけない・増やさない・やっつける」の3原則である。HACCPの考え方も重要だが、その前提となる基本的衛生管理の徹底も必要であると考える。

事務局：HACCPの理解促進のために、その前提となる一般的衛生管理についても徹底してまいる。

委 員：食中毒発生施設の約8割でHACCPに沿った衛生管理が不十分であったとあるが、これは導入の仕方を間違えているからなのか、それとも導入後の運用が誤っているからなのかの分析が必要ではないか。

事務局：個別事例ごとに状況は異なるが、導入はされているが衛生管理計画の作成や記録などのいずれかの段階が十分でなかったケースもある。

委 員：重要なポイントを明確にして指導しないと、本来のHACCPから外れた行動をする人が出てくる。その辺りの解析も行っていたきたい。

委 員：現実にはHACCP自体に取り組めていない店舗も多くある。厚生労働省作成のHACCPアプリは非常に有効であると考えするため、こうしたツールの周知も有効と考える。

事務局：食品衛生協会とも連携して、普及促進を図ってまいりたい。

(2) 「山口県食の安心・安全推進基本計画」(第3次改定版)における評価指標について

委員：食中毒について、過去5年平均の発生件数を指標にしているが、コロナ渦で食中毒の発生件数が少なかった令和3年を数値に含めると指標達成は厳しいのではないかと考える。

事務局：アニサキスの件数を除くと、極端に高い目標となるものではないと考える。

委員：HACCP講習会開催回数は順調だが、小規模事業者の導入率は約4割にとどまっている。やはり小規模事業者がHACCP導入の負担感を抱いているからか。

委員：導入初期の負担は大きい。慣れてくれば習慣になる。

委員：日本の飲食店の大半は小規模事業者である。経営者と従業員が数人という店舗も多く、HACCP導入によって新たな業務が増えることに抵抗感がある。

委員：食中毒について、アニサキスは1人での発症でも1件として計上される一方、ノロウイルスやカンピロバクターは集団的なものがある。また、家庭での魚介類調理による発生では対策の方向性も異なると考えるが如何か。

事務局：ご指摘の通り。実効性のある食中毒対策としてはノロウイルスやカンピロバクターが重要であるため、注力してまいりたい。

(3) 「山口県食の安心・安全推進基本計画」(第4次改定版) 骨子案について

委員：食品表示ステップアップ制度について、評価指標では目標2500事業所に対し、実績134事業所だが、今後どのような取り組みによって参加事業所を増やしていくのか。

事務局：引き続き制度の認知度向上と参加メリットの周知を強化してまいりたい。

委員：デジタル技術を活用した監視指導について詳細を教えてほしい。

事務局：保健所職員にタブレット端末を配備し、監視指導業務への活用を考えている。例えば、法令や通知の検索、HACCP指導履歴の蓄積、類似事業者の指導への活用など。また、食中毒発生時には写真や情報を共有し、迅速に対応したい。

委員：食品衛生協会等の関係団体にもある程度の権限移譲をしてもらわないとなかなか活発な活動ができない現状があると思う。

事務局：関係団体の積極的な活動により効果を上げている地域もあるため、今後も協力体制を築きつつ推進してまいりたい。

委 員：若年層の食の安全への関心が低いとされているが、その根拠や新たな取組について教えてほしい。

事務局：コミュニティ活動リーダーによる地域活動が盛況だが、高齢層のリーダーが多いため若い世代に継承していきたいという思いがある。また、国の調査によるとカンピロバクターによる食中毒は15歳～29歳の若年層が60%を占めているというデータや、農林水産省が実施している食育に関する意識調査において、若年層で食の安全性への意識が低い傾向があるという結果が出ている。

委 員：保健所監視においては、施設面だけでなくHACCPの運用状況をより重視していただきたい。事業者の負担解消の1つの手法としてHACCPアプリを推進していくべきである。

事務局：ご指摘の事項も踏まえながら今後素案作成に活かしてまいりたい。

委 員：食品衛生協会に加入しない事業者もいる。食中毒を減らすためにはそういった方々についても衛生管理の指導が不可欠である。

事務局：法律上義務的なものではなく、加入推奨はしているが強制はできない。加入していない事業者については保健所がフォローアップしていき、より高いレベルの衛生管理を目指していきたいと考えている。

委 員：県民の約7割が食品に対して不安を抱いているとのことだが、具体的にどのような項目に対してか。

事務局：以前から多いのは輸入食品に対する不安。県としては国に対し検疫体制の充実などを引き続き要望している。

委 員：食品への不安について、正しい情報を発信するだけでは限界もあり、インターネット上の様々な情報は人によって受け取り方も異なる。今後は従来とは異なるアプローチも必要であるとする。

事務局：偏りのない、幅広い情報を提供し、県民一人ひとりが判断できる環境づくりを進めてまいりたい。